平成２３年（フ）第１４１号
広島県竹原市下野町3481番地１
債務者　寺内　　瞳（旧姓沖野）
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１４２号
広島県呉市吉浦池ノ浦町４番１―102号
債務者　松尾　綾子（旧姓柏本）
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第３０７号
青森県むつ市栗山町７番６号　中村貸家
債務者　大澤　朋心
１　決定年月日時　平成23年９月７日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
福井市米松１丁目12番８号　アーバンライフ米松406号
債務者　牧野　　桂
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
福井市新田塚１丁目24番18号　ファミール明日葉203号
債務者　藤田　淳次
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
福井県越前市横市町第23号40番地の２
債務者　永坂　　収
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６８号
福井県あわら市二面第41号２番地11
債務者　木賊美津子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
福井市渕２丁目801番地　グランフォルム・ヤシロ205号室
債務者　吉野イサ子
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７５号
福井市松本１丁目43番７号　県営住宅町屋団地Ａ館502
債務者　名越　三郎
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
福井市町屋２丁目16番18号
債務者　杉田　　巖
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
福島県郡山市神明町10―18　サンプラザ東明Ｃ―201号、住民票上の住所東京都墨田区業平１丁目２番１―203号　パラドール・Ｋ
債務者　全　　功浩
１　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第５５１号
千葉県鎌ヶ谷市富岡１丁目８番２号　ビューパレス101
債務者　廣川雄三郎
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５８２号
千葉県我孫子市つくし野５丁目15番10号
債務者　稲川　准子（旧姓久野井）
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５８７号
千葉県野田市古布内982番地
債務者　高橋　郁世
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６０１号
千葉県鎌ケ谷市北中沢１丁目11番２―203号
債務者　田邉　政夫
１　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６０８号
千葉県柏市高南台１丁目14番地１　サンビレッジ沼南２―303号
債務者　嶋野　　忠
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第６１５号
千葉県松戸市常盤平西窪町21番地の19
債務者　大和田誠太郎
１　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部